

# 福祉文教委員会会議録

令和6年9月13日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 14:39

## 【 案 件 】

1. 議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例
2. 議案第81号 指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)
3. 議案第82号 指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○生涯学習課長

「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市庄内生活体験学校につきまして、休館日の一部変更を行うほか、教育委員会、または指定管理者のいずれによっても管理することができるようにするために提出するものでございます。

10ページをお願いいたします。現在の条例では、第3条にて「飯塚市庄内生活体験学校の管理は、指定管理者に行わせるものとする」と規定していますが、非常時等に一時的な直営による管理も行えるように、「指定管理者に行わせることができる」と改正を行うものでございます。なお、本条文の改正につきましては、指定管理者である法人が不測の事態により施設の管理運営ができなくなった場合や、指定議案が否決された場合等への対応を想定したものであり、本施設に関する指定管理者制度の導入方針を変更するものではありません。

また、現在、庄内生活体験学校においては、第4条にて12月29日から翌年の1月3日までを休館日と規定しておりますが、令和3年1月4日より、試行的に第5週等を除いた水曜日を休館日としております。このことにより、継続的に実施している生活塾事業や幼児の野外生活体験支援事業に職員配置数を増やす対応が可能となり、利用者の利便性の向上を図るとともに、より安心安全な事業運営につながっております。さらに、事業が行われていない日におきましても、スタッフ2人以上の勤務シフトを組むことができ、突発的な事象や病気による休暇の場合でも安定した施設運営を行うことができ、既に休館日の試行的運用が長期に渡り、第5週を除く水曜日の休館について利用者の認識も定着してきたことから、飯塚市庄内生活体験学校条例第4条の一部を改正し、休館日の規定を変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第74号」の補足説明を終わらせていただきます。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○兼本委員

この「飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」なのですが、課長のほうから不測の事態に陥った場合という話でしたけれども、ほかにも指定管理はいろいろありますよね。飯塚市は指定管理者を指定する事業というのはいろいろありますけれども、何でこの事業だけそういうふうの一部改正しなくてはいけないのかということがよく分からないんですね。その辺りはどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

### ○生涯学習課長

確かに質問委員が言われますとおり、飯塚市の各種事業で指定管理者制度を導入しているところは、もちろん存じ上げているところでございます。しかしながら、先ほど説明申し上げましたとおり、この指定管理者制度においては、あくまでも条文で、もともと「指定管理者に行わせるもの」としておりまして、このままでは不測の事態ということで申し上げましたけれども、今の条文では指定管理者しかできないという規定になっておりますものですから、いずれの場合でも対応できるようにするほうが、何か施設の運営につきましても、今後、対応ができるのではないかとということで、関係各課とも協議の上、事業者を選定したものでございます。

私どもの所管の施設でございますけれども、事例で申しますと、2年ほど前、私どもは図書館の図書館条例もございまして、それにつきましても2年ほど前に同じような理由で改正をさせていただいた経緯もございましたものですから、今回も同じように提案をさせていただいたものでございます。

#### ○兼本委員

不測の事態をというような話がありましたけれども、もともと、直営でするよりも指定管理で行うほうが市としてもメリットがあるんだという判断の下、指定管理者に行わせるという条例をつくられたわけではないんですか。今のお話だったら、直営でもいいんですよということだったら、どっちでもいいんだよという話のように聞こえるんですよ。

いつも同僚議員が指定管理者の選定のときによく言われる、直営でもいいのではないかとと言われるときの執行部の答弁というのは、今、お話しされているような答弁ではないかと思っておりますし、そのとおりだと思って、今までも賛成していたところとかがあったんですけども、これだったら、この事業は指定管理ではなくても直営でもいけるということなんでしょう。そういうことではないんですか。

#### ○生涯学習課長

先ほど説明申し上げましたとおり、確かに直営ということでも対応できるような形での改正を提案させていただいているところでございますけれども、先ほど申しましたとおり、議案がこの後でございますけれども、指定管理者のほうがより適正であるということで、現在、運営を委託しているところでございます。

あくまでも、今回につきましては、直営に変えるとか、直営の方針に戻すとかいうことを想定して、議案の改正を提案しているものではございませんので、繰り返し答弁になりますけれども、今、お願いしている指定管理者もそうですけれども、どうしても指定管理者が急遽、指定管理ができなかった場合にどうするのかと。例えば、一旦は休館にするとか、廃止ということはあるですけども、そういったことにするとか、いろいろな対応を考えなければなりませんので、その一つの方法として、決して直営に戻すことを前提にしているわけではございませんけれども、そういったあらゆる事態に対応できるように、条例を改正させていただくものでございますので、決して今までの方針等を変更するものではないというふうには考えておるところでございます。

#### ○兼本委員

腑に落ちないところは多々あるんですけども、僕は不測の事態というのがどういったことを不測の事態と言われているのか分からないんですけども、例えば、もうこの事業を私たちはやっていけませんとなったときは、次の事業者が決まるまでというのは、当然、権利義務がありますよね。その期間というのはありますよね。指定管理者の規定の中にありませんか、それまでの間は運営をしていかななくてはいけないと。新たに決まってから変わるんだという規定はありませんか。もしくは、契約の中とかでそういったところはどういうふうになっているんですか。その辺りはどのようになっているか、お伺いしてよろしいですか。

#### ○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:10

再開 10:15

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

大変失礼いたしました。現在の生活体験学校の指定管理者との基本協定におきまして、第31条に不可抗力発生時の対応ということで、そういったところに私ども市としては早急に対応するというような文言も書かれておりますし、その場合が第32条におきまして不可抗力による協定の解除とか、そういった不測の事態が生じた場合には、双方協議の結果、この指定管理業務の全部または一部を停止するものというような文言もございますので、そういった規定に基づいて対応しているところでございます。

○兼本委員

どのように対応されているんですか、そういう対応は、よく分からなかった。

○生涯学習課長

協定上も具体的な対応方法までは規定しているものではございませんけれども、その場合は、私どもと指定管理者の間で協議に基づいて、今後の管理運営をどうするかということ、協議の上で、今後の対応を考えていくという形になっております。

○兼本委員

私が権利義務があるのではないのかと言うのは、今、課長は権利義務はないけども協議をしますということをおっしゃっているわけなんですか、今の答弁は、そこがよく分からないので、的確にお願いいたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。具体的に協定上におきましても、指定管理者との権利義務関係を明確に規定しているものではございませんので、繰り返しになりますけれども、そういった意味で、今後の業務運営につきましてどうするのか、先ほど申したとおり、休止するなどの対応を取るのか、引継ぎをするのかなどを含めて、そこを市と指定管理者の間で協議を行うと。その協議の結果に基づいて、今後の運営を決定するというところでございます。

○兼本委員

多分、その前に法律であると思いますよ。調べていたほうがいいのかもしいかなと思うんですけど、どちらにしても今のお話でいくと、協議しますという話ですよ。法律は置いて、契約の段階での話ですよ、今、されているのは、契約の段階の話の中で、協議されますという話でしたけども、相手方が「もう、やめます」、「できません」という話をしたときに、飯塚市は「そうですか」と言われるんですか。「分かりました」と言われるんですか。そうじゃないでしょう。次の指定管理者を見つけるまでお願いしますというような話をされるのではないかなと思うんですよ。

直営ですということを今回入れるということは、次の指定管理者もいない、出てこないのではないかとすることを想定されてのお話なのかなと、今の答弁を聞いていて思うんですけども、そういうことなんですか。

○生涯学習課長

実際、どのような事由に基づいて運営ができなくなるかという事例は、今までないので不確かでございますけれども、例えば、指定管理者のほうから運営ができなくなったという申出があったといたしまして、質問委員が言われますように、私どもとしてはなるべく次が見つかるまでお願いしたいという協議等は当然させていただくことになると思います。それでもなかなか難しいという場合、不測の事態の内容にもよりますが、どうしても運営ができなくなったという事態がありましたら、私どもとしては、当然、指定管理をこのまま続けていきたいと思っておりますけど、例えば、どうしても次の指定管理者を見つけなければいけないとなり

まして、その方たちを見つけるまでの時間が、どうしても相当の時間が必要になるのではないということも懸念もしておりますので、その間に、その間が何か月なのか分かりませんが、この生活体験学校を休館しておいていいのかとかいう問題もございますので、私としましては今ある事業を円滑に続けていきたいと思っておりますので、それを続けるためには、その間を一時的にでも担う、それが直営なのかどうかというのは、今、はっきり申し上げられませんが、そういったことも選択肢において、なるべく支障がないようにこの事業を運営していきたいと考えておりますので、そういったあらゆる対応を考えて、可能性は少ないかもしれませんが、今回の条例改正を提案させていただいたものでございます。

○兼本委員

少ないかもしれないと言われても、今回、その指定管理者の選定があるわけですよ、議案の中に。なおかつ、片方では不測の事態に備えると出てきて、不審に思いますよね。例えば、今、指定管理でやっていますが、直営でやる場合というのは、こういった形で業務をやっていくような形になるんですか。

○生涯学習課長

万が一、直営という場合でございますけれども、その場合は、過去の事例にもありますけれども、例えば、うちのほうで新たに事業を運営するための職員さんを何かしらで雇うとか、事業を一部委託に出すとか、そういったことは考えられるのかとは思っております。

○兼本委員

この施設の運営であったりとか、いろいろ運営形態があるでしょう。どのくらいあるんですか。この事業内容が、施設の運営でしょう、施設の管理でしょう、大きな部分がこの2つかな。あとはもろもろの事業があると思うんですけども、やっぱりそうすると委託が出てくる可能性は高いわけでしょう。全部を飯塚市の職員だけで、施設の運営とか、施設の管理に関する業務とかとなってくると、職員さんだけでできるんですか。それとも、やっぱり業務委託が必要になってくるのではないんですか。

○生涯学習課長

不測の事態で直営に戻すような場合につきましても、当然、いろいろ財政当局等のお話で予算的なものもございまして、どこまで管理運営ができるのか。それで、例えば、うちのほうで専用の職員を雇うとかいう場合もありますし、委員が言われますように、事業の運営につきましてもそれなりの経験のある方を一部雇う場合とか、事業を一部委託に出すというような手段も考えられるとは思いますが。そのとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、やっぱり直営にしたって時間がかかるわけでしょう。片方が「やめます」。「分かりました」、「では、うちでやります」と、時間がかかるわけでしょう。そういう形になると思うんです。だから、さっきから言われているような不測の事態に陥った場合に、「教育委員会が」という文言を入れても、私はどうなのかなと思っておりますよ。だって、雇わなくてはいけないと言うけど、すぐに見つかるんですか。業務委託もと言うと、やっぱりそれぞれ指定管理と違うから、全部を任せられないわけですから、それぞれの業務ごとに委託業者を探さないといけないわけでしょう。そうやってきたときにどうなのかなと思っておりますよ。

なので、この事業はもう一度、根本から考え直すべきじゃないのかなと思うんですけどね。直営の場合、今、予算が非常に厳しいという話がずっと出ていないですか。指定管理のほうでメリットとして事業費自体も安く抑えられるんでしょう。というお話ですよ。これを直営にするとまたお金がかかってくる。同じぐらいでできるんですか。予算が大変だと言われていて、ここはそういう形でいいんですか。その辺りはどのようにお考えなんですか。

○教育部長

まず、今回の「できる」規定にした部分でございますけれども、今、委員がおっしゃいますように、不測の事態が起こったときに直営に切り替えてすぐに対応できるのかと言われれば、例えば、事業運営という部分で言えば、できない部分が大半であろうかというふうには思いません。一時的に事業はストップせざるを得ない部分というのがかなり出てくると思います。反面、先ほど委員もおっしゃられたとおり、この業務については施設の管理という部分もございます。そういった部分については直営に切り替えることで、例えば、安全管理といった部分というのは早急に対応できるものというふうには考えているところでございます。

おっしゃられるとおり経費の負担の比較まではしておりませんが、当然、指定管理にすることで経費は安くなるというふうには考えておりますので、この指定管理という方針については今後とも継続をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○兼本委員

費用というのはやっぱり非常に大切な事業になるんでしょう。お答えいただいているいいですか。

○生涯学習課長

この生活体験学校事業につきましては、市内の子どもたちに限らず、通常の学校現場とか、通常の日常の生活ではできないような体験ができる唯一の施設だと私どもも認識しておりますので、その施設につきまして、この施設が使えなくなるということはそういった子どもたちの体験の場を奪うことにもなりかねませんので、今後とも支障なく運営していかなければいけない重要な施設だというふうには認識しております。

○兼本委員

この施設を利用したりする場合は、利用料はかかるんですか。

○生涯学習課長

この施設の利用については全て無料でございます。

○兼本委員

恐らく、今、ずっと答弁を聞いていて、この指定管理を受ける事業者はいないのではないかなというふうに思ったんですよね。やっぱり指定管理ということになると、利用料が指定管理者の利益の一部になってくるわけでしょう、飯塚市の今の指定管理制度でいくと。そういうメリットとかを出してあげないといけないと私は思うんですけど、今後、事業をこういうふうにしていくということを考えていただければというふうには思います。

それと、やっぱり1者しか指定管理に今いないところで、ほかの事業もそうですけど、1者でも受けるじゃないですか。これが問題と私は思っています。この辺りの指定管理者の選定方法も、これは教育委員会だけではなくて、飯塚市として、市長、副市長、考え直されたほうがいいのではないかと思うんですよね、こういう問題が起こるということは。

なので、その辺りを検討していただいて、本当に1者だけでいいのかどうかというところも、今回、条例変更するだけではなくて、そういったもろもろのことも考えてやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上です。この条例に基づく事業がどういう内容かというのは、この議案の資料の「(5)業務内容」として、ア、イ、ウ、エまで書いてあります。アとイはイメージが湧きます。ウについてイメージが湧くように説明してもらえますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:33

再開 10:37

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。生活体験学校の指定管理者の業務内容につきましては、施設の運営に関する業務で、施設の利用や利用管理に関すること。施設の管理の業務として、建物や設備、備品等の管理、こういった業務もございます。それと、この施設の目的を達成するための業務といたしまして、児童生徒を対象とした通学合宿や体験合宿、そういった体験活動のほか、家庭教育に資する活動、その他、自主的な事業を行っているところでございます。

○川上委員

施設の目的を達成するという点に関する業務の説明だと思いますけど、これは事業としてはどういうふうに評価されていますか。

○生涯学習課長

生活体験学校の各種事業につきましては、指定管理者が豊富な知識等に基づいた維持管理、事業運営を行っているところでございます。それぞれの事業につきまして、利用者のほうからのアンケート等をちょうだいしているところでございまして、アンケート等につきましても大変好評を得ているところでございますので、私どもも今後も続けていかなければいけない非常に重要な事業だというふうに評価しているところでございます。

○川上委員

九州に福岡県があり、飯塚市というまちがあって、そこに生活体験学校という事業があっている、こういう成果を上げているということが、相当に評価されていますよね。この事業は今後も継続するべきものだろうというふうに考えておられると思います。

それでは、これは1市4町合併前、庄内町においてスタートしたと思うんですけども、そのときは条例上はどういう位置づけだったか分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。合併前の条例も含めて事業概要につきましては、今、手元に資料がございませんので、お答えすることができません。

○川上委員

本市発足の平成18年に条例の一括改正条例が出たんですよね。それで議会の側は相当な量の条例の一括改正条例だったのでまともに審査していない。それで、そのときに制定されたのが平成18年飯塚市条例「第98号」ということなんですね。今日、見ている条例については平成18年以降で何度か改正が行われていますね。最初の改正はいつで、内容はどうであったのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

本条例につきましては改正が過去に2度ほど行われているところでございます。概略になりますけれども、平成21年に題名の改正がございまして、そのあと平成26年に、今回の指定管理の議案にも関係しますけれども、指定管理者にこの運営を行わせることができると、その指定管理者に管理を行わせるための条文を平成26年に追加しているところでございます。

○川上委員

平成21年に題名を変えたということでしょう。どういう題名からどういう題名に変わったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:44

再開 10:56

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

大変失礼いたしました。平成21年の改正でございますけれども、条例の題名が改称になっておりまして、その改正の内容といたしましては、もともと飯塚市庄内生活体験学校及び生活文化交流センター条例であったものを、飯塚市庄内生活体験学校条例というふうに題名を改称したものでございます。

○川上委員

及び以下がなくなったわけですが、それはどういう事情だったんですか。

○生涯学習課長

もともと同一敷地内に生活文化交流センターと生活体験学校がございましたけれども、こちらの施設を一体の施設として管理・整備するために、このように名称を変更したものでございます。

○川上委員

2回目の条例改正、平成26年となっておりますけど、これはどういう改正だったんですか。

○生涯学習課長

こちらの改正の内容といたしましては、第3条で「管理」としまして、指定管理者に管理を行わせるものとするなどの文言が変わったものでございまして、あと、休館日等は規定の条文の変更等を行ったものでございます。

○川上委員

平成26年に指定管理とするものとするという文言が変わったわけですね。現在の条文ですね。それ以前は何と書いてあったんですか。

○生涯学習課長

あくまでも、この平成26年のところに、第3条で管理を指定管理者に行わせるものという文言を新規で追加したものでございますので、これは新たに条文として追加されたものでございます。

○川上委員

そうしますと、庄内町時代の運営形態はどうであったのか。それから、合併後から平成26年までの運営形態はどうだったのかという疑問が湧いてきますね。どういうことだったんでしょうか。

○生涯学習課長

合併前の庄内町、合併後の新市、平成26年までにつきましては指定管理者ではなく飯塚市教育委員会の直営の施設として運営してきたものでございます。

○川上委員

しかし、「議案第82号」にも関わりますけども、このNPOは随分長い間、この事業に関わってきていますよね。そして、成果を上げてきていますよね。直営であるということと、このNPOがそういう事業に取り組んで成果を上げているということは、どういう関係になるんですか。

○生涯学習課長

この庄内生活体験学校の設立の当初の流れになりますけれども、そもそも設立の段階から、この団体はもともと法人ではございませんでしたけれども、団体が設立に深く関与していたところがございます。その後、ボランティアでありますとか、合併後につきましては団体の皆さんに事業の業務の一部を委託という形で、直営ではございましたけども、事業の運営を一部委託して補佐していただいたというような経緯はございます。

○川上委員

庄内町時代の事業展開はかなり長いと思います。1980年頃からの展開でしょう。ですから、相当な努力が行われてきたし、それを引き継ぎ、さらに発展させる形で本市発足後も事業

展開してきたんだけど、それは直営で、委託事業であったということですか。

○生涯学習課長

この生活体験学校の施設の管理等は直営で行っていたところでございますけれども、その事業の運営につきまして、一部この団体のほうに委託をお願いして、委託させていただいたところがございます。

○川上委員

委託ですか。それとも助成、補助なんですか。助成事業、委託事業ですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては、委託という形でございます。

○川上委員

そうしたら、施設は直営で、少ない人数で施設の管理をやっていて、運営はこのNPOがしておいたという理解でいいですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それを平成26年の条例改正で、このNPOが事業の運営はもちろんですけど、施設の管理もするよという事で指定管理にしたわけですね。そのときに、第3条で、「できる」規定ではなくて、「指定管理者によるものとする」という規定にしたのは、どういう理由だったんでしょうか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。全ての事象については、私どもは今、把握はできておりませんが、その当時といいますか、過去にわたっては指定管理導入において、この条文を追加するに当たって、指定管理者に行わせるものとするというような文言で規定されていたようなところが多かったのではないかなと思うんですけども、具体的な理由につきましては、申し訳ありません、細かくは把握できておりません。

○川上委員

条例改正案を提案するときに、議案を提出するときに、把握していないとかいうのはあり得ないでしょう。

それで、指定管理に関する法律との関係では、条例でこの事業については指定管理者制度とするものとするという規定の整合性はあるんですか。

○生涯学習課長

指定管理者制度を導入するに当たりましては、地方自治法に基づいて、この条例で規定しなければいけないというふうにはなっておるところでございます。

○川上委員

その中身のことを言っているわけですよ。指定管理者とするという条例をつくれというふうになっているわけですか。指定管理者とすることができるということになっているんですか、法との関係では。

○生涯学習課長

失礼いたしました。この大本の規定でございます地方自治法上におきましては、条文の規定では、指定管理者にそういった公の施設の管理を行わせることができるというような自治法上の文言として規定になっております。

○川上委員

自治法上で「できる」という規定になっているんでしょう。そして個別の公の施設になってきたときには「ものとする」という規定で、整合性は取れるかという疑問だったんですよ。その辺はどういう判断でしょうか。

○生涯学習課長

すみません、先ほどと繰り返になりますけれども、当時、この文言を使ったかどうかにつきましては、市全体としての取組、規定であったのかというふうに考えておりました、なぜ、この文言になったかにつきましては、申し訳ありません、当時、指定管理者に指定管理を行わせるという理由で条例改正をしたところでございますので、指定管理者制度ありきといえますか、指定管理者ではないところに運営する、委託するものではないという判断に基づいて、この規定はつくったのではないかと考えておりますけれども、全体的な市の取組状況につきましては、申し訳ありません、今、把握できておりません。申し訳ありません。

○川上委員

いつ、それは答弁できますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:08

再開 11:11

委員会を再開いたします。

○教育部長

大変申し訳ありませんが、いつまでに回答できるのかという部分につきましては、今、この場でいつまでというのをはっきりとお答えはできない状況ではございます。

なお、今回の条例改正におきましては、「ものとする」を「できる」規定に今回改正する経緯でございますけれども、先ほど来、課長のほうからも答弁がっておりますが、今回、休館日の部分の改正をするに当たり、この施設について、今は指定管理者に行わせるものとするというふうになっているけれども、現在、他の公共施設、例えば、健幸プラザや、先ほど課長が申しました市立図書館、また、立体駐車場やまちなか子育て広場、または新体育館、こういった部分につきましては「できる」規定のほうで制定されているということで、今回、この施設につきましても、先ほど申しましたように、不測の事態における、例えば、施設の安全管理など、そういった部分を踏まえまして、「できる」規定のほうに改正を行うものでございます。

○川上委員

どうでしょうかね、法と平成26年時の改正の「ものとする」規定を盛り込んだということの整合性について答弁ができないと言っているんですね。それで、どうでしょうか。答弁を保留してもらって、先に進みましょうか。

○委員長

いつになるか分からないと言われていたので。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:20

委員会を再開いたします。

川上委員の質疑に対する答弁については、一旦保留させていただきます。

次の質疑をお願いいたします。

○川上委員

先ほど、兼本委員の質問に対し、「ものとする」規定を「できる」規定に変える理由は不測の事態と議会において否決となった場合の2つを言われましたね。それは本当のことですか。

○生涯学習課長

「できる」規定への改定につきまして、先ほども申し上げましたとおり、不測の事態の内容といたしましては、指定管理者側の辞退とか、申出とか、あとは指定管理者制度につきましては市議会の皆様の議決があつての制度となっておりますので、もし万が一、否決された場合と

か、そういうことも可能性としては考えられるというところでこの文言に変えたものでございます。

○川上委員

正しくないと思います。それは指定管理者制度の原点から外れているでしょう。指定管理者制度というのは、第1に住民サービスの向上につながるということ。これが第1の基準でしょう。第2の基準は何ですか。第2の基準として、財政縮減効果があるかということでしょう。この2つの基準に照らして、直営が有効なのか、指定管理者制度が有効なのかということを考えるわけですよ。不測の事態とか、まして、議会が否決するというのは不測の事態なんですか。だから、兼本委員に対する答弁は誤りだと思います。ちょっと見解を聞きます。

○教育部長

今、言われている部分の説明につきましては、指定管理者に「行わせるものとする」を、なぜ「行わせることができる」に変えるのかという部分の説明で、今、質問委員が言われた部分は、執行部のほうで説明させていただいた部分になりますので、この部分については「できる」規定に直すことの理由として妥当であるというふうに考えます。

○川上委員

藤江副市長と桑原教育長もよく聞いていただきたいんですけど、いいですか、先ほど言ったような指定管理者制度の導入・適応の基準は2つです。これについて異論がありますか。

○教育部長

質問委員の言われるとおりだと思います。

○川上委員

では、にもかかわらず「ものとする」という規定になった場合、どういうことになりますか。2つの基準は生きてきますか。

○教育部長

「ものとする」ということで、現在なっている条例におきましては「指定管理者に行わせるものとする」でございますので、指定管理者しかできない。その部分につきましては、説明のところでも申し上げましたけれども、今回のこの改正により指定管理者制度の導入方針を変更するものではございませんというのは、冒頭でも説明したとおりでございますので、そこについては問題はないものというふうに考えます。

○川上委員

2つの基準を確認したでしょう。住民サービスの向上につながる、そして、財政縮減効果にも貢献できるというときに、指定管理者制度の採用の可能性が出てくるわけですよ。ところが、法が「できる」と言っているのに、条例で「ものとする」となった場合は、この2つの基準とか考える余地がないじゃないですか。考えてください。そうすると、もともと、平成26年、2014年、10年前のこの改正は正しくなかったということが分かってきます。

もっと言いたいようだから、もう少し聞くと、もし不測の事態、議会の否決というふうに、間違いないと言われたけど、そうすると、平成26年、2014年には、この不測の事態は可能性がなかったと、議会の否決の可能性はなかったということになりますね。そして、10年後の2024年、令和6年、10年たつと不測の事態が生じる可能性が生まれたと。議会が否決する可能性が生まれたということになりますよね、論理から言えば。10年前の環境と10年後の現在の環境と何が変わったんですか。

○教育部長

先ほど申しました、例えば、不測の事態、または、万が一、指定議案を議決いただけなかった場合、こういった理由については10年前と何が変わったのかと申しますと、変わったところはないというふうに考えております。ですので、今、申し上げましたこの2つの理由というのは、当時、当然、条例を作成する場合、また、制定・改正をする場合に検討すべき事項であ

ったというふうには考えております。

○川上委員

したがって、今の答弁から出てくる問題としては、2014年の改正は正しくなかったということが明らかになったと思うんですね。正しくない条例の下で10年間運営してきたわけですよ。そこに子どもも行って、成果を上げてきた面はある。しかし、法との関係でいえば、この正しくない規定の中で行われてきたということ、まず反省して、不測の事態とか、議会が否決したらどうしようかということではなくて、指定管理者制度についての理解が全くなかった。それを繰り返してきたと、この10年間。その反省がないままだと困るよね。

それで、第4条についてですけど、休館日の規定について説明があったわけですが、先ほどの説明がちょっと分かりにくかったんだけど、すでに水曜日休館の実態がある。それに合わせて条例を改正すると聞こえたけど、そうなんですか。

○生涯学習課長

休館日につきましては、条例上も、現在は、年末の12月29日から翌年の1月3日までというような規定になっているものでございます。これにつきまして、令和3年度に、あくまでもまだ条例は改正しておりませんでしたけれども、令和4年1月より休館日を設けることで、どのような事業運営になるか、施設の管理がどうなるかを判断するために取り入れて、試行的に実施したところでございます。それが現在までも長期に渡って、休館日の試行実施が続いておりましたものですから、現状の試行実施に基づいて、施設の運営については水曜日を休館にしても滞りなく事業運営ができるというふうな判断に基づいて、今回、改めて改正の提案をさせていただいたものでございます。

○川上委員

私は、平成26年の改正の前からこの休館規定はなっているんでしょうけど、事実上、年中無休というような規定じゃないですか、年末年始を除いて。これそのものはどうなかという感じですよ。異常ですよ。これを何十年と続けているわけですよ、この間。それを指摘した上で、令和3年1月から水曜日の休館を試行的に行ってきたということなんだけど、これは何に基づいてやったんですか。条例上は規定がそれを許さないようになっているのに、なぜ試行ができたのですか。

○生涯学習課長

休館日の規定につきましては、質問委員の言われますとおり年末になっております。ただ、条文にもありますとおり、第4条第2項に規定のありますとおり、必要があるときは、あらかじめ私も教育委員会の承認を得て、これを変更、または臨時に休館することができるというふうな規定もございましたものですから、先ほど質問委員からもありましたとおり、事業運営の実態は年中無休であったと、確かにそのような状況でございましたけれども、それを改めるためにまずは試行的に実施して、今回の提案というふうな形にさせていただいたものでございます。

○川上委員

条例で休みなしということになって、指定管理者にするものとするという規定もあって、そして、非公募でやったわけでしょう。だから、飯塚市は、途中からNPOになるんでしょうけど、この団体と職員に対して年中無休で働いてくださいということを、指定管理者制度の下に要求したことになるのではないんですか。そうすると、教育委員会が認めた場合について休館とすることができるって言うわけでしょう。令和3年1月から試行する前にどのくらいの休館を取っていたんですか。

○生涯学習課長

規定に基づく休館につきましても、今、資料等がありませんので、実績等は持ち合わせておりませんが、臨時的に休館する場合は、公共施設は、もちろん台風なり、

災害があった場合には臨時的に休館した経緯は今までもございますので、そういったところについてのみ、指定管理者との協議に基づいて、今までも休館をした実績はございます。

○川上委員

そうすると、平成26年までの改正、とりわけ第3条の「ものとする」規定の段階で、これは年中無休条例、そういうものだったということになりますね。

○生涯学習課長

条文上は、体験学校の施設といたしまして、今までの規定では年末しか休みがなかったところでございますけれども、中で働いていらっしゃるスタッフ・職員の皆様につきましては交代で休暇等を取っていただいておりますので、そういった意味では、スタッフの皆様が年中無休で働いていたというわけではございません。

○川上委員

飯塚市の公共施設で同じような施設がありますか、年末年始は休館、それ以外は年中頑張っていますというような。

○生涯学習課長

申し訳ございません、ほかの施設につきましては、私どもは調べたことがございません。

○川上委員

この休館については、令和3年1月以前については、条例に基づいて業務内容が決まるのでしょうから、休館・開館について。だから、それについては指定管理者との同意の下に年末年始だけの休館ということになったのか。「いや、困りますよ」と言うんだけど、やってくださいということになったのか。どうなんでしょうか。

○生涯学習課長

本施設は平成27年から指定管理をお願いしているところでございますけれども、この休館日の規定につきましても、条例の規定にありますとおり、指定管理の募集に当たっても、施設の休館日ということで指定管理者の募集を行ったところでございますので、応募団体につきましてもそれを認識した上で応募いただいたものというふうには認識しております。

○川上委員

応募というか、話し合っただけでいきましょう、おたくはやってくれますかと、やりましょうということで、条例まで改正しているのではないんですか。

それで、令和3年1月から試行ということなんだけど、この試行に至るまではどういう経過ですか。

○生涯学習課長

令和3年1月からの試行に当たりましては、それより前に、指定管理者でございます体験教育会どんぐりのほうから、令和2年11月付で、休館日の試行に関する許可申請ということで文書で申請がございましたものですから、それに基づいて協議を行い、令和3年1月から実施したものでございます。

○川上委員

この時期は既に働き方改革とかが大事なテーマになって久しい時期ですよ。同時に、コロナが令和2年1月頃から、旅客船で発生し、そして、2月、3月からは全国大流行、パンデミックになっていく。それから半年ぐらいたった感染大流行の真っ只中ですね、2月11日。それで要望が出たと。どういう内容ですか。

○生涯学習課長

休館日の試行に関する許可申請ということでございまして、申請の理由といたしましては、事業を運営するに当たって、スタッフの確保や運営がなかなか難しいと、そういうところの必要性。もう一つといたしましては、以前は、事業のない日は1人での勤務体制という状況がございましたものですから、そういった危険性のリスクを回避するために、休館日を設けてほし

いという形で申請があったものでございます。

○川上委員

子どもと一緒に流しそうめんをしたり、焼き芋をつくってみたり、いろいろなことをする密接型、密着型の仕事ですよ。この時期は、保育所で働く人たちとか、そういう方たちには特別の支援をしましたよね。それぐらいの時期ですよ。その時期がずっと続いていたのに、令和3年から試行はいつまでということになっていたんですか。

○生涯学習課長

休館日の試行実施につきましては、令和3年1月から実施いたしまして、特にコロナ禍の状況で、なかなか休館日を設けることに関する事業運営に対する判断ができませんものでしたから、現在、令和6年度も含めて、その都度、毎年、教育委員会との協議を図りながら、延長、延長という形で、現在も試行的に水曜日の休館を実施しているところでございます。

○川上委員

令和3年から3年半の間、試行しましょうという約束は当初からあったんですか。試行期間は、どれぐらいの期間という定めがなかったんですか。

○生涯学習課長

当初の試行実施につきましては、令和3年1月からその年度末、令和3年3月までということで、当初は試行期間として考えておりました。しかしながら、その試行結果がまだ十分に認識ができないということもございまして、そのあとの令和3年4月以降につきましても、毎年、年度ごとに試行の許可を取って進めてきたところでございます。

○川上委員

今、許可を取ってと言われましたけど、どういうことなんですか。許可というのはどういうことですか。

○生涯学習課長

この休館日の試行実施につきましては、毎年度、教育委員会会議に諮って、承認を得た上で、この実施をしたものでございます。

○川上委員

そうすると、令和2年度の3か月、3年度、4年度、5年度、そして6年度、この間に条例改正で対応しようという議論はなかったんですか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますとおり、その間につきましても、当然、正式に条例を改正すべきという協議等がございました。しかしながら、先ほど申したとおり、ちょうどコロナ禍と重なりまして、生活体験学校の事業運営自体が通常どおりに行えなかったという事情もございまして、また、その休館日の正式な影響というものが計り知れなかったものですから、試行的に運用を年度ごとに継続的な実施を続けたものでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：45

再開 13：00

委員会を再開いたします。

先ほど保留いたしておりました質疑について、用意できたとのことですので、答弁を求めます。

○生涯学習課長

保留していた質問でございますが、まず、地方自治法上で指定管理者制度を「できる」と規定してあるものにつきましては、これはあくまでも指定管理者制度を自治体の判断で導入するかどうか、その選択を自治体に委ねるという意味での「できる」という文言であったと考えて

おります。それに基づきまして、平成26年の改正当時には、生活体験学校につきましては指定管理者制度を導入するというように判断して進めてまいりましたものですから、その規定といたしましては「指定管理者に行わせるものとする」としたものでございます。

今回につきましては、それを「できる」と改正するに当たり、あくまでも、指定管理者側の辞退とか、そういった不測の事態に備えた対応で、「できる」と改正しようというものでございますので、私どもとしてしましては何ら地方自治法とこの条例の規定につきましては反するものではないというふうに考えるものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

さっきの質問でちょっともやもやしているものがあるので、確認のためにもう一回確認させてもらっていいですか。

まず一つが、議会の議決が否決された場合という話がありましたよね。その場合というのは、例えば、今まであった分でいったら、葬祭場とかプールでしたっけ、地域の業者ではなかったりとか、様々な部分があって、1回否決された場合がありますでしょう。例えば、そういった場合があったときに、その間、次の指定管理者が選定されるまでの期間が空きますよ、けれども、この事業は現に継続中なので、そういった場合に指定管理者がいないと困るから、その部分は、今回でいえば「教育委員会」という文言を入れて、直営でもできるような状況をつくるために、この条例を変更させるというようなことでよろしいんでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、そういった事態に基づいて、少なからず事業や施設の管理運営を進めるために、この文言の改正を行うもので、そのとおりでございます。

○兼本委員

あともう一つ、不測の事態に陥った場合というのは、例えば、指定管理者をふさわしくないと判断した場合であったりとか、そういった場合に、次が見つからないといった場合の規定ということで、そこはそういう形でよろしいんですよね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

てっきり次の指定管理者の選定もあったもんですから、この条例と何かしらの何かがあるのかというところで、ちょっともやもやしたところがあったんですけども分かりました。

あと、先ほど言ったんですけども、例えば、もう一つの方法として、条例で取消しを行ったりする場合に、直ちに効力を発生させるのではなく、ある程度の期間を持つてするというようなことも、条例の中で制定できるはずなんで、そういう形のものも考えていただければ、ある程度、運営も将来的に継続してできるのではないのかと思いますので、その辺りもいろいろご検討いただければと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論します。

もともとは、指定管理者制度は多様化する住民のニーズに効果的・効率的に対応することが目的であります。その目的から、地方自治法は指定管理者制度を採用することが「できる」規

定としています。条例については、平成26年改正により、「指定管理者に行わせるものとする」と盛り込まれたことは、先ほどの答弁にもかかわらず、法の趣旨との整合性に疑問を持たせるものであります。今回改正で「指定管理者に行わせることができる」とすることは、法の趣旨との整合性を図る上で前向きな変化と考えます。

なお、平成28年3月策定（令和5年4月最終改訂）の本市の「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」の6ページの「（2）施設設置管理条例の改正」において、「指定手続条例は、指定管理者制度を導入する施設を個別に定めていないことから、導入する場合は、当該施設の設置管理条例で指定管理者による管理を行う旨を規定する必要があります」と書いてあるわけです。このことについては、平成26年の改正を10年後の令和6年に改正する流れとも関わりがあることなので、このガイドラインそのものについて十分な検討が必要だと思っております。

また、休館日規定を令和3年1月以降の試行の実態に合わせて、基本的に週1回休館とすることについては当然だと考えます。

討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸保健課長

「議案第81号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」について、ご説明いたします。

議案書35ページをお願いいたします。本案は、現在の健幸プラザの指定管理期間が本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

指定管理者は「指定管理者となる団体」に記載をしておりますとおり、一般社団法人 飯塚市スポーツ協会でございます。現在も当該施設の指定管理者として管理運営をしております。

指定管理期間は、「指定管理者に管理を行わせようとする期間」に記載のとおり、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。これは、市内の他の体育施設との管理の一本化について、次回の更新時期をそろえる検討が必要であるため、3年間の期間としているものです。

議案書37ページに「当該施設の名称及び所在地」、「規模構造及び開設時期」、「業務内容」を掲載しております。

次に、本業務に係る当該団体からの主な提案内容については、「指定管理者となる団体の概要」の「主な提案業務内容及び事業計画」に記載をしております。

指定管理者の選定に関しましては、議案書38ページに記載をしております。非公募で行っております。非公募にした理由といたしましては、「非公募により選定を行った理由」に記載をしておりますとおり、本施設は健康づくりの拠点施設として設置された施設であり、本市の他の体育施設と一体的に管理運営することで、効果的・効率的に市民の健康づくりに係る事業を行うことができると考えております。また、本施設のもう一つの目的であります、中心市街地の憩いの空間・賑わいづくりでは、地場の団体であります飯塚市スポーツ協会は、日頃より職場・地域のスポーツ啓発と普及活動をしているため、地域コミュニティと密接に関わっており、

地域との十分な連携が期待できます。以上のことから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条、ただし書の規定に基づき、非公募としたところでございます。

指定管理料の上限額といたしましては、年1952万9千円としております。

最後に選定評価結果につきましては、700点満点中532点、率にして76%の評価結果でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

健康プラザですけれども事業の概要を伺います。

○健幸保健課長

当該指定管理者が行います業務につきましては、施設運営に関する業務、施設の管理に関する業務、事業に関する業務としましては、市民交流に関する業務、健康意識向上に関する業務、健康維持及び疾病予防に関する業務でございまして、具体的には、各種運動の教室を開催していただく。あと、トレーニングルームがございまして、そちらでの利用並びに運動指導というようなことをすることになります。

○川上委員

とりわけ後段に答弁がありました事業に関する業務、(ア)、(イ)、(ウ)です。市民交流、健康意識向上、健康維持及び疾病予防に関する業務とあるわけですけれども、これらについて特段の成果があると思っておりますので、紹介していただきたいと思っております。

○健幸保健課長

市民交流に関する業務ということにつきましては、当該施設を単純に利用されるという方もいらっしゃいますが、飯塚片島交流センターの事業等もこの施設で開いていただいております。また、スポーツ協会が指定管理をしているということで、各スポーツ団体との交流ということもこの場を利用いただいているところでもございまして、健康意識に関しましては先ほど答弁させていただきました、健康意識向上や健康維持及び疾病予防に関しましては、当該施設における教室や講座を開催する。また、先ほどと重複になりますけれども、トレーニングルームで運動指導をしていくというようなことで進めているところでございます。

トレーニング室、多目的室の利用者を合わせました施設全体の利用者数としましては、指定管理が始まりましたのはコロナ禍ということもありましたが、令和2年度が1万4424人、令和3年度が1万7142人、令和4年度は2万3542人、令和5年度は2万8135人ということで、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響で低迷していたところではございますけれども、5類に移行したということも受けまして、回復傾向になっております。

○川上委員

健康については、医療と栄養と、それから、今、言われた運動が3要素としてあるのではないかと考えておりますが、お聞きした成果から考えてみると、当面の課題が浮かび上がってこないかと思うんですね。どういう課題があると思われませんか。

○健幸保健課長

委員のご発言のとおり、健康を維持していくというものでは、医療、それから運動、栄養というようなものがございます。当該施設につきましては健康の維持・増進を図る施設ではございますけれども、多目的室には交流センターのなどにもあります、料理教室が開催できるような施設もございまして、そちらで食育というようなこともできております。ただし、医療という部分につきましては当該施設で対応できるものではございません。

○川上委員

概要と成果と課題をお聞きいたしました。これは非公募による選定の理由との関係で妥当で

あるかをお聞きしようと思ったわけです。

そこで、非公募による選定を行った理由との関係なんですけど、第6条により、協議が必要になっていますね。どういう協議を行いましたか。

○健幸保健課長

協議につきましては、引き続き、指定管理を受けていただけるかという部分はございました。あと、合わせまして、非公募ではございますけれども、当該スポーツ協会に提案書を提案していただきまして、その中で今後どういった事業をしていきたいというようなものの提案を受けた上で、選定委員会に諮りまして、選定をさせていただいているところでございます。

○川上委員

協議の内容がよく分からなかったんですけど、項目的に言うと、どういったことを協議しましたか。

○健幸保健課長

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第6条の協議のことを指しているかと思えますけれども、当該団体と協議し、書類の提出を求めとございます。協議に当たりましては、申請書という形で書類の提出を求めて、提案していただく内容について協議はさせていただいております。

○川上委員

提出書類について協議をしたと。協議の場に提出する予定の書類が出されたわけですか。

○健幸保健課長

協議の場は前段でございますので、協議させていただいた内容としまして、利用者の平等な利用の確保、個人情報保護の対策、施設設置目的の理解、管理運営理念や方針、事業運営計画やサービス向上のための方策、そういったことについての協議となります。

○川上委員

第3条によって書類提出が行われたはずですけども、今、協議項目挙げられましたが、その内容に沿った書類になっていると思うんですね。今日、お聞きしたいのはその特徴、毎回毎回同じ物を出しているわけではないと思うわけですね。今の成果と今後の課題に基づいて特徴は見えると思うんですけど、どういう特徴がありましたか。

○健幸保健課長

提案の中でございますけれども、健康志向者及び高齢者のスポーツ活動、生きがいのづくりの支援を提案されておりまして、その中にありましたのは、高齢者が元気でいつづけられるためにということで、運動や仲間づくりも各種健康教室の中には取り入れていくというようなことや、様々なレベルに対応したプログラムやイベントを実施すること、成人の方のスポーツ参加機会の拡充を図ること、利用者・市民の声を生かした市民主役の施設づくり・環境づくりを進めていきたいというような提案をいただいております。

○川上委員

条例との関係は分かりました。

中心商店街の賑わいの拠点としての施設という性格もあるわけですね。このことについては特別なことはないですか。

○健幸保健課長

地域の賑わいづくりということにつきましては、飯塚高校の文化祭での会場として貸し出したということもありますし、JRウォーキングのウォーキングコースの中継地にしていただいたこともございますし、今年度でいきますと、11月に開催予定の、本市も入りました実行委員会で開催するものになりますが、健康ウォーキング大会についてもコースの一つとして設定させていただいているところでございます。

○川上委員

第2次総合計画はあと3年なんでしょう。この間に第3次総合計画をつくりましょうということになっていくんですけど、その中の一つの課題がこの賑わいの問題があると思うんですね、中心商店街の。今、お話聞いたのは、これまでのこと、あるいは今のこと、今度の提案図書との関係で、3年間にこういうことをやるんだという特色的なものは、答弁するほどのことはないですか。

○健幸保健課長

具体的などころの提案というのはございませんけれども、スポーツ協会さんにつきましても中心市街地、中心商店街の活性化ということに関しましては、当該プラザを指定管理していただいているという中であっても、重要な課題ということで認識をいただいております、企業や商店街連合会と共に、中心市街地の活性化、賑わいづくりについて考えていきたいということでお話をいただいております。

○川上委員

次に、指定管理料の上限額についてなんですけれども、「単年度」と書いてあります。1952万9千円ということなんですけど、まず、「募集時点での」と書いてあるんですよ。これは、なぜこの6文字がついているんでしょうか。

○健幸保健課長

一般的な管理運営からいきますとこの金額にはなるのですがけれども、例としましては、新型コロナウイルス蔓延のとき、物価高騰、燃料費等の高騰等に対応したこともございますので、そういったことも踏まえて、対応できるようにということでございます。

○川上委員

これはいつかの時点で契約するわけでしょう。そうすると、場合によって変更契約ということもあり得ると思うんですけど、この「募集時点での」という表現の意味がちょっと分からないんですね。こういう表現は意味があると思うんですよ。変更契約を前提としているからということとは違うのではないかと思うんですけど、別の理由がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:30

再開 13:33

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

申請時点から実際に事業を開始するまでにはかなりの期間がございます。そういったことを加味しまして、募集時点での上限というのは設定しておりますけれども、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、そのあとに物価高騰等、新たな要素を加味しなければいけない場合には上限が変わることがありますので、そういった文言を入れております。

○川上委員

それは来年度当初予算の折に審査できるわけですか。

○健幸保健課長

当該指定管理に当たりましては、年度協定に定める額ということで、債務負担行為の予算は議決をいただいておりますけれども、次年度の予算につきましては、新年度予算に単年度額として計上させていただきますので、そこでのご審議というのはいただくことになります。

○川上委員

これはどちらを先に聞こうかなと思うんですけど、評価点が700点中532点になっていますね。指定管理者選考委員会は10名以内の構成だと思いますが、何名ですか。

○健幸保健課長

指定管理者選定委員会の委員につきましては、学識経験者、公募委員、施設ごとに選定しま

す専門の委員で構成されておりまして、7名の委員でございます。

○川上委員

1人100点満点ということですか。持ち点が100点ということですか。

○健幸保健課長

今回の評点につきましては1人当たり100点満点ということになっております。

○川上委員

その100点は、何につき何点、何につき何点、何につき何点というふうになっていると思うんですけど、どうなっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:38

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

選定評価につきましては、「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いを行われるおそれがないこと」として10点の配点。「事業計画が指定管理施設の施設目的に即した適切なものであること」が10点。「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること」として3つの項目を設けておりまして、「事業計画、方針」として25点、「事業収支計画」として10点、「地域との連携、社会貢献」で15点。「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」という項目として3項目ございまして、「業務実績」で5点、「実施体制」で20点、「経営基盤」で5点の合計100点となっております。

○川上委員

700点が満点ですから、それに対して532点ということは、168点足りないわけですよ。今、挙げられたうち、飯塚市スポーツ協会の評価点の低いのはどういうテーマでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:41

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

選定評価につきましては、先ほど大きな区分で4項目、「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いを行われるおそれがないこと」、2番目として事業計画が指定管理施設の施設目的に即した適切なものであること、3番目としまして、「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること」、4番目に「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」という、大きな4項目があるということでご説明させていただいておりますが、その中で一番低い項目としましては、「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること」というところが低い点数になっております。

当初の説明で申し上げましたとおり、選定結果につきましては、それでもトータルとしては76%の評価をいただいているところでございます。

○川上委員

非公募ということであれば、この3番目の施設の目的の効用が適切に図れるように、この指定管理者ではその弱点が比較的大きいであろうということであれば、市が様々な形での手

当が必要だということになります。

一方で、市の財政投入の縮減効果に問題があるというのであれば、お金を削ればいいというわけではないと思うんですよね。住民のサービス向上に結びつくような効率性を心がけなければならぬのではないかと思います。

それで、先ほど財政的な問題・人的な問題での安定性が4番目に出されましたけど、飯塚市スポーツ協会はその面での概要はどうなっていますか。

○健幸保健課長

飯塚市スポーツ協会の財政状況としましては、令和5年度の決算として、収入が2億4900万407円、支出が2億4791万7002円、差引き108万3405円の黒字となっております。

○川上委員

それは安定しているという評価ですか。

○健幸保健課長

単年度をもってということではございませんが、それ以前も黒字で推移しておりますので、そういった意味では、赤字経営をするような団体ではないというふうに考えております。

○川上委員

108万円なんでしょう。

○健幸保健課長

そのとおりでございます。

○川上委員

例えば、筑穂の多目的グラウンドの駐車場に不法投棄がありましたね。あったんですよ。それを、私は飯塚市役所のほうに、危険だし、片づけたほうがいいのではないですかと言ったことあるんだけど、そうしたら、スポーツ協会の方が来て、片づけましたね。どのぐらいかかると思いますか。

だから、108万円ぐらいの黒字ですとか言っている指定管理者に、契約にないと思われる負担をかけるようなことは、先ほど言った、適切に市がサポートする、手だてを取るという点でいえば逆方向かなというふうに思うんですね。

それで、2億円を越す収入はあるんですけど、収入の内訳が分かりますか。

○健幸保健課長

当該団体の令和5年度の損益計算書からしますと、施設利用料が約3400万円、指定管理料が約2億200万円、市の補助金が330万円、県体育協会からの補助金が12万1千円、その他事業収入が28万5千円、自主事業収入が約778万円、あと、市事業の委託を受ける分として77万5千円、その他寄附金等の収入で26万円ということで、売上げ総利益として約2億4887万円の売上げというふうになっております。

○川上委員

このスポーツ協会の指定管理料は、健幸プラザも含めた13施設の指定管理料を合わせたものでしょうね。確認してもらっていいですか。

○健幸保健課長

そのとおりでございます。

○川上委員

今回の指定管理料の上限が、「募集時点での」というふうに言われましたけど、2億円分の約2千万円ということで、この物価高騰などの中で、不当なしわ寄せが指定管理者にいかないようにする必要があるのでないかというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 13：51

再開 14：00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」について補足説明させていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市庄内生活体験学校の契約期間が本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項に基づきまして、議会の議決を求めるために提出するものでございます。

指定管理者となる団体は特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が7月5日、7月24日の2回開催され、8月5日に指定管理者選定委員会委員長より市長へ報告がなされております。

議案書の41ページ「指定管理者指定議案資料」をお願いいたします。「1 施設の概要」、「2 指定管理者となる団体の概要」につきましては、資料に記載のとおりでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

「3 非公募により選定を行った理由」についてご説明いたします。特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリは、指定管理の導入及び法人格を取得する以前から本施設の運営に携わっており、体験合宿の意義を熟知し、体験合宿のプログラム提供・実践を行う法人で、全国的にも先駆的な活動を行う組織として注目されております。また、現指定管理者としても、これまで施設運営・管理業務を適正に執行しているほか、幼児を対象とした体験学習プログラムの実施や助成金を活用した子ども向け食育体験事業など、施設の有効利活用を促進した実績等からも、本施設の運営と本法人の活動は一体不可分の関係にあると判断し、非公募による選定としたものでございます。

「4 募集時点での指定管理料上限額」及び「5 選定評価結果」につきましては、資料に記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします

以上、簡単ではございますが、「議案第82号」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、数点、質問させてください。最初に、できれば教育長のほうから答弁いただければと思うんですけど、まず、庄内のほうに立地していますんで、私の周りにもこの施設をたくさん利用している児童の方がいらっしやいまして、正確な数字を持ち合わせているわけじゃ

ないですけど、中には、何度もリピートといいますか、1回だけの利用ではなくて、1回行った後にまた再度利用するという児童の方もいるということを知っていて、そういう意味では、やはり行くことによって、何か得ているものがたくさんあるのかなというふうに思っているんですけど、教育委員会として、こちらの施設は全国的にも注目されているというふうな、先ほどお話もありましたけど、子どもの育成といいますか、今後の発達において、こういった位置づけで、どういう評価をされているのか、お願いします。

#### ○桑原教育長

私も庄内小学校でもお世話になっておりましたので、庄内小学校の子どもたちが、6泊7日であったりとか、この事業に参加してというところがあるんですけど、日頃は親の元で起きて、学校に送り出していただいて、自分のことは自分ですというふうには言われながらも、親の手を借りながら、人の手を借りながらというところですけど、ここに行くことで、結局、自炊で生活体験をしないといけないと思います。もちろん、自分たちで風呂も炊かないといけないし、食事もつくらないといけないし、寝て起きて、もちろん親に起こされるということもありませんので。そして、学校に行くのも、庄内地区の子どもたちはここから歩いて行くというところで。

もちろん、小動物であったりとか、ヤギであったりとか、野菜をつくったりとか、そういった活動もございますので、非常に子どもたちの自立、農耕体験や動物の飼育体験、森づくりの体験等を通して、自立と集団で生活するという体験をここで学べる。

日頃の生活ではできないというところがここでは体験できますので、そういったところでリピーターが多い。親のほうも大変この施設に期待しているところもあるし、子どもたちも自分の力で生活をしていくという実感できる、体験ができるというところで、非常に好評なのではないかなというふうに思っております。

#### ○永末委員

本当に今言われるとおり、子どもの自立の意味で非常に貴重な体験ができる施設ではないかと、私も思っております。

利用した児童の感想であったり、保護者の感想であったり、その施設を見学された方であったりとか、そういった方々の、実際にこちらを提供している身としては、こういった素晴らしいサービスを提供しているというふうに考えていたとしても、実際に受けた側がどういうふうな評価をしているのかというのは、例えば、何かアンケート調査とか、そういったことで把握されていますでしょうか。

#### ○生涯学習課長

実際、庄内生活体験学校を利用された児童の皆さん、保護者の皆様とかからアンケートをいただきまして、ご意見をいただいているところでございます。実際に、先ほど教育長も申しましたとおり、この施設は家庭や学校ではできない体験ができる貴重な施設でございまして、実際にこの体験を行った後に家庭に戻ったお子さんが家でのお手伝いとか、そういうのを積極的にするようになったとか、そういった非常に喜ばしいことで、今後もこの事業や施設を利用したいというようなご意見も多数いただいたところでございます。

そのような高評価をいただいている施設でございまして、実際に、施設に対してもそうですし、保護者様の意見・アンケートとかからは、施設の事業に対して高評価もございまして、今回、指定をお願いしようとしております団体に対しましても、職員・スタッフの皆様の献身的な対応とかに対しても非常に高評価を得ているところでございまして、引き続きこの方たちがいらっしゃるなら、また利用したいというようなご意見もいただいたところでございまして、非常にうまく、内容的にも、施設の的にも、事業内容といたしましても、順調に皆様の目的に沿った事業内容が実施できているのではないかなというふうに考えているところでございます。

#### ○永末委員

そういった声がたくさんあるということで、非常に安心しましたし、頑張っていたきたいと思っております。非公募で、今回は、今までと同じNPOさんのほうに指定していきたいというふうなことかと思うんですけど、こちらの今の利用状況というのを知りたいと思います、今回、考える上で。

幾つかの提供されているサービスがあるかと思うんですけど、例えば、通学合宿、体験合宿、就学前児童の体験活動、不登校の傾向にある児童生徒の体験活動に関すること、その辺りをまとめられてある部分があれば、口頭でも構いませんけど、そこら辺の利用状況と、地元の庄内の利用が多いのかなというふうに想像しますが、飯塚市の施設ですので、よかったら、庄内以外の児童生徒の利用状況というのも分かれば、簡単で構いませんので、お示してください。

#### ○生涯学習課長

施設の利用状況でございますけれども、例えば、一番は庄内小学校のお子さんに参加していただいております1週間の通学合宿。こちらはコロナの影響もございましたので、令和2年から4年度までは実施していないところでございまして、令和5年度から再開したところでございまして、昨年は年間3回行いまして、37人の児童の皆さんが参加したところでございます。

次に、体験合宿というのもございますけれども、こちらにつきましても、コロナ禍の令和2、3年度は残念ながら実施できておりませんが、こちらにつきましては令和4年度から再開いたしまして、令和4年度が年間8回で、延べ参加者が61人、昨年の令和5年度が10回開催いたしまして、139人のお子さんが参加しているところでございます。

それ以外にも、生活塾という事業もございますけれども、こちらにつきましては、宿泊を伴わないものとしまして、延べ回数と延べ参加者数で申し上げますと、令和2年度が11回の開催で153人の参加者、令和3年度につきましては21回の開催で222人の参加者、令和4年度につきましては23回の実施で228人の参加となり、昨年、令和5年度は23回実施いたしまして330人の参加をいただいているところでございます。

それ以外につきましても、保育園とか幼稚園の皆様向けの就学前児童の活動等も行っておりまして、3か年で申しますと、延べですけれども、令和3年度が1995人、令和4年度が1862人、昨年度はちょっと減りましたが1595人の就学前児童のお子さんに利用いただいているところでございます。主な利用状況としては以上でございます。

#### ○永末委員

今、大体4つほどのご答弁いただいたかと思うんですけど、通学合宿と体験合宿と生活塾と就学前児童に対するものということで、4つのご答弁をいただいたと思うんですけど、それぞれの内容といたしますか、どういったものが通学合宿に当たりますという説明と、あと、先ほどお話ししたんですけど、地域は庄内エリアとそれ以外というふうな形で分けられているのかわかりませんが、簡単でよろしいので、イメージが湧くような形で答弁をいただければと思います。

#### ○生涯学習課長

まず、事業の内容といたしましては、1週間の通学合宿事業につきましては、庄内小学校の児童4年生から6年生を対象とした事業でございます。

また、体験合宿事業といたしましては、こちらは市内の小学生4年生から6年生を対象として、週末の土日に1泊する事業となっておりますのが生活体験合宿事業でございます。

それ以外にも、市内全域になりますけれども、小学2、3年生を対象とした、先ほど申しました、生活塾を実施しているところでございますし、就学前児童につきましても、幼児の野外生活体験活動支援事業などを通じて、就学前児童の皆様にご利用いただいているところでございます。

申し訳ありません、実際の参加者の内訳といたしますか、地域分担につきましては、申し訳ご

ございません、今、手元に資料がございませんものですから、今お答えすることができない状況でございます。申し訳ありません。

○永末委員

分かりました。

では、通学合宿というのは、庄内小の子どもたちが6泊7日、1週間、通うという分で、それ以外は、今の答弁からすると、恐らく全てのエリアから来ているんじゃないかというふうなことかと思えます。ありがとうございます。

やっぱり、広く飯塚市全体の児童・お子様が利用されているということで、事業として偏りなくできているというふうには思いました。

あと一点、今回は非公募ということで、理由のほうも書かれていますけど、43ページのほうに選定の結果のほう書かれています。評価点として960点満点中の823点ということで、低くはない評価がされているのかなというふうに思うんですけど、この評価の内容、内訳というのは、39ページの4の(1)から(5)、差別的な取扱いが行われるおそれがないとか、事業計画が適切なものであるかどうかとか、管理経費の縮減の部分とか、この5つの項目で選ばれたというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○永末委員

それぞれ5つの分の配点といいますか、トータルが960点になるんですか。それぞれがどのぐらいの配点で見られたのかというのは分かりますか。

○生涯学習課長

選定の点数、詳細につきましては、1番目の「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと」につきましては、配点は80点になります。2番目の「事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること」も配点は80点となっております。3番目の「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」につきましては配点が合計で400点。4番目の「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」につきましては配点が240点。最後の5番目が「その他」でございますけども、こちらが160点となりまして、合計で960点という内訳になっているところでございます。

○永末委員

実際に、選定の際にそれぞれの配点がどのぐらいの点数がついたのかというのはお聞かせいただけるんですか。そこは分からないんですか。

○生涯学習課長

実際の得点でございますけれども、まず1番が配点80点中の73点、2番が配点80点中の73点、3番が配点400点中の340点、4番が配点240点中の203点、最後の「その他」が配点160点中の134点となりまして、合計で823点という結果でございます。

○永末委員

最後にします。この施設は、答弁にあっているように、施設と運営者のほうが一体不可分といいますか、分離することができないということで、指定管理ですので、その施設の管理も見ていくことになるかと思うんですけど、この施設の開設の時期が昭和63年となっておりますけど、施設自体がかなり老朽化しているということも聞いています。実際に開設した後、当時の町の時代の状況はもしかしたら分からないのかもしれないかもしれませんが、この施設自体はもう30年以上たっていると思うんですけど、その後、大規模改修といいますか、修繕といいますか、そのあたりを入れたということはあるんですか、過去に。

○生涯学習課長

本施設につきましては、確かに30年以上たっている古い施設でございますけれども、指定管理者の下で適切な管理を行っていただいておりますので、今のところ、大きな不具合が出ているものではございません。直近で大きな工事といいますと、屋根の防水の工事等を6年ほど前に行った実績もございますし、浄化槽の改修とか、適宜、不具合が出た場合につきましては改修を行った実績がございます。

現状、指定管理者との話合いの中でも、この施設を運営するに当たって、不具合といいますか、大きな要望点といいますか、そういったのは今のところ出ていない状況でございますけれども、これは施設でございますので、もしかしたら、予測していない故障等も発生するかもしれませんので、その際は、規模等を含めて、指定管理者と教育委員会は協議を重ねた上で、適切な施設の修繕等の管理運営を行っていきたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今、資料がないと言われたのですが、この法人の事業内容の事業報告を見ていると、去年は体験合宿に333人の利用があった。令和元年度の事業報告書では777人となっているんですね。事業も7事業ぐらいあるんですね。今回は4つに減っていますけど、これは、今までやっていた中で、これが必要だし、ここは重点的にやろうといったことをぎゅっと絞って事業をやっているのか、人数が減ったのはコロナの影響か何かで減ったのか、どうなんですか。

金額的には上がっていますでしょう、委託料の金額とかが。そのあたりはどうかかなと思って、お伺いしたいんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:24

再開 14:33

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

生活体験学校の決算状況の決算額等の推移でございますけれども、まず、事業につきましては、令和元年度からの事業の内容的にはそんなに変わっていないところでございますけれども、金額はやはりコロナ禍の時期もありまして、光熱費と事業費が格段に上がっているところがございましたものですから、事業的には変わらないところでございますけれども、指定管理料としては増額となっているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第82号 指定管理者指定（飯塚市庄内生活体験学校）」には賛成ですが、この指定管理者は、40年に及ぶこの事業において、特殊な位置にある上に、非公募による選定が続いており、子どもの安全、住民ニーズに適切に応え公正な運営を進めていく上で、市役所とは適正な緊張関係が必要であることを指摘しておきます。

討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中博文委員

「議案第82号」に賛成の立場から討論します。

この庄内生活体験学校は、今回また新たに5年間の指定管理という形で受けられたんですけど、先ほど「議案第74号」の新しい条例で、来年、令和7年4月1日からということですので、今回、これは古い条例のまま指定管理で指定されていますけど、新しい年度を見たときに、新しい条例でいくということが果たしてどうなのかなと、私も疑問に思うところありますけども、この指定される法人は、先ほどの健幸プラザもそうですけども、本来、指定管理の目的というのは、公の施設のできる場所は民間でやってもらうという趣旨でいくと、公募でいろいろなところのそれぞれの引き出しを出していただいて、その中で指定管理をやっていたらこうという趣旨ですけども、非公募で、地元との密着が強いというところで2つともなっていますけども、地元を優先するのであれば、もっと違う形で管理運営されるべきではないかと思えます。

本来の指定管理の趣旨・目的に沿った中で、本来は公募をかけて全国からいい知恵、いい運営方法を持っているところがあるかもしれないので、それを見逃すということになりますと、市民の皆さんは残念な思いをするのではないかなというふうに思っています。

過去において、指定管理者を選定委員が決めて、本会議で否決された経緯がございます。そういうことがないように、本来、指定管理すべき施設については、やはり行政のほうが、この施設は指定管理、この施設は指定管理ではなくて違う方法でやるという、そういうすみ分けをしないと、今回みたいに非公募というふうになると、本来の指定管理の目的と相反するような動きですので、自信を持って、指定管理の施設をお願いするような体制を、市長もおられますので、今後、指定管理については見直す時期じゃないかと思えます。もう長年、指定管理をいろいろやっていますけども、どうしてもそここのところが、地元優先だとか、何かが先になりますので、するのであれば別の形で、もっと違ういい形で管理運営ができる方法をお願いしたいと思えます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。